第百十条の三第一項第一号イ及びロを次のように改める。

イ　中高年齢者（四十五歳以上の者であつて、早期の就職の援助を行う必要があると認められるものに限る。）

ロ　若年者等（四十五歳未満の者であつて、早期の就職の援助を行う必要があると認められるものに限る。）

第百十二条第四項第一号ハ中「掲げる日までの間」の下に「（次号において「対象期間」という。）」を加え、「以下この項において「沖縄若年求職者」を「同号において「沖縄若年求職者」に改め、同項第二号中「二年」の下に「及び対象期間内に雇い入れた沖縄県の区域内に居住する三十五歳未満の新規学卒者（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第三十五条第二項に規定する新規学卒者をいう。）に対して完了日から起算して一年（中小企業事業主に限る。）」を加える。

第百十五条第二号中「導入」の下に「又は雇用管理制度の整備等」を加え、同条第三号中「第百十九条第二十二項」を「第百十九条第二十三項」に改める。

第百十八条第一項中「介護労働者設備等導入奨励金」を「介護労働環境向上奨励金」に改め、同条第三項中「、出向対象被保険者」の下に「、高年齢者労働移動受入企業対象被保険者」を、「雇用調整助成金」の下に「、当該雇い入れられている高年齢者労働移動受入企業対象被保険者に係る高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同条第四項中「雇用調整助成金」の下に「、高年齢者労働移動受入企業助成金」を加え、同条第五項を次のように改める。

5　介護労働環境向上奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号。以下この項及び第百三十一条において「介護労働者法」という。）第二条第一項に規定する介護関係業務のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）第一条第十一号、第十二号、第三十四号、第三十五号、第四十七号又は第四十八号に掲げるサービス以外のものに係る事業を行う事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

(1)　移動用リフトその他の介護福祉機器（以下この項において「機器」という。）を新たに導入し、適切な運用を行つた事業主であること。

(2)　新たに機器を導入する場合に、都道府県労働局長に対して当該機器の導入・運用計画（以下このイにおいて「導入・運用計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3)　認定を受けた導入・運用計画に基づき、導入・運用計画の期間内に機器の導入、機器の使用を徹底するための研修及び機器の導入効果の把握を行う事業主であること。

(4)　導入・運用計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する介護労働環境向上奨励金の受給についての申請書を提出するまでの間（(5)において「基準期間」という。）において、当該導入に係る事業所の労働者を事業主の都合により解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(5)　当該導入に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

(6)　当該機器を導入した際の契約書並びに導入及び運用に要した費用の支払の状況並びに当該導入に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(7)　介護労働者の雇用管理の改善への取組、介護労働者からの相談への対応その他の介護労働者の雇用管理の改善等に関する事項を管理する者を介護労働者雇用管理責任者（ロにおいて「介護労働者雇用管理責任者」という。）として選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

ロ　介護労働者法第二条第一項に規定する介護関係業務のうち介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第四十七号又は第四十八号に掲げるサービス以外のものに係る事業（次号ハにおいて「介護関係の業務」という。）を行う事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

(1)　雇用管理制度の整備又はこれに準ずる取組であつて次に掲げるいずれかの措置（以下この項において「雇用管理制度の整備等」という。）を行つた事業主であること。

(i)　介護労働者の体系的な処遇の改善その他の雇用管理の改善の措置

(ii)　介護労働者の募集、雇入れその他の雇用に関する事項の管理の改善の措置

(iii)　介護労働者の能力の開発及び向上を図るための措置

(iv)　介護労働者の健康管理の実施

(2)　雇用管理制度の整備等を行う場合に、都道府県労働局長に対して当該雇用管理制度の整備等に係る計画（以下この項において「雇用管理制度整備等計画」という。）を提出し、認定を受けた事業主であること。

(3)　雇用管理制度整備等計画の終了の日において当該事業主の事業所に雇用されている被保険者（当該雇用管理制度整備等計画に定める雇用管理制度の整備等を最初に当該事業所で行つた日（以下この(3)において「当初実施日」という。）において当該事業所に雇用されていたものであつて引き続き当該事業所に雇用されているものに限る。）の数を、当初実施日において当該事業所に雇用されていた被保険者の数で除して得た割合が百分の八十以上である事業主であること。

(4)　雇用管理制度整備等計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する介護労働環境向上奨励金の受給についての申請書を提出するまでの間（(5)において「基準期間」という。）において、当該雇用管理制度の整備等に係る事業所の労働者を事業主の都合により解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

(5)　当該雇用管理制度の整備等に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つたと認められる事業主であること。

(6)　雇用管理制度の整備等を行つた際の契約書及び当該整備等に要した費用の支払の状況並びに当該整備等に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

(7)　介護労働者雇用管理責任者を選任し、かつ、当該選任について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

二　次に掲げる事業主の区分に応じて、次に定める額

イ　前号イに該当する事業主　機器の導入及び運用に要した費用の額の二分の一に相当する額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）

ロ　前号ロに該当する事業主　次に掲げる額の合計額（その額が百万円を超えるときは、百万円）

(1)　前号ロ(1)(i)の措置に要した費用の額の二分の一に相当する額（その額が四十万円を超えるときは四十万円）

(2)　前号ロ(1)(ii)の措置に要した費用の額の二分の一に相当する額（その額が三十万円を超えるときは三十万円）

(3)　前号ロ(1)(iii)の措置に要した費用の額の二分の一に相当する額（その額が二十万円を超えるときは二十万円）